

2026年6月17日

有限会社エコ・アース殿

日本車輛製造株式会社
建設機械本部営業総括部
部長 吉田茂光

燃料添加剤 K-S1 のご使用について

拝啓

平素より弊社製品をご愛顧いただき、深く御礼申し上げます。

貴社にて販売されております燃料添加剤 K-S1 の当社製品に対する使用可否について、ご案内いたします。

・使用可否

カタログに、JIS の軽油規格 JIS K2204 規格を満たす軽油であるとの記載から、使用可能です。

・燃料添加剤 K-S1 の取り扱い上の注意事項

—軽油と同等の取扱いをしてください。

—ご使用に関しましては、貴社の注意事項に従いご使用ください。

敬具